

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日交付、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針および対策等を示すものである。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

いじめ防止対策推進法：第2条

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶまねをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

### (3) 学校姿勢

- ・いじめは決して許されない人権侵害であることを全職員が認識し、いじめの事実が見られるときは毅然とした態度ですばやく問題解決にあたり、生徒が安心して過ごせる学校環境を作る。
- ・学校教育全体を通じ、思いやりの精神や互いの人格を尊重し合う好ましい人間関係を育成し、いじめや差別を許さない生徒を育てる。

## 2 いじめの未然防止のための取り組み

### (1) いじめ防止等の対策のための組織

[組織の名称]

岐阜県立郡上高等学校いじめ防止等対策検討会議（以下、「いじめ防止等対策検討会議」という。）

[構成員]

- ・学校関係者 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導部副主事、学年主任、教育相談係（問題発生時には以上の他に関係学級担任、関係学科長、関係部活動顧問等が加わる。）
- ・第三者委員 保護者代表（PTA副会長）、地域代表（学校評議員等）、臨床心理士（必要に応じて弁護士、精神科医 等を加える。）

[組織の運営]

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止等対策検討会議を置く。
- ・年2回（4月と2月）いじめ防止等対策検討会議を開催し、学校のいじめ防止に対する取り組みについて第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。

## (2) 学校での取り組み

### [生徒指導部]

- ・ 迷惑調査やいじめアンケート等を定期的に行い生徒の問題行動の予防、早期発見につなげる。また、得られた情報について職員間の共通理解を図る。
- ・ 生徒向けの講話などを実施して規範意識を高めるとともに、MSリーダーズや委員会活動を通して自主的な生活態度を養成する。
- ・ 生徒との相談や諸検査を行い、生徒の抱える問題の早期発見に努める。また、得た情報について職員間の共通理解を図る。
- ・ 職員研修会を実施することで、教育相談に関するスキルアップを図る。

### [保健厚生部]

- ・ 心に問題を抱える生徒の把握と相談活動の充実をすすめる。
- ・ 校内連携を密にとり、心の問題を抱える生徒の早期発見に努める。
- ・ 定期健康診断事前指導の徹底と迅速な事後指導を勧める。
- ・ 長期休業前の個別健康相談を充実させる。

### [教務部]

- ・ 生徒個々の基礎学力の定着と応用力の伸長を目指すため、習熟度別授業や少人数学習、事前学習や補充等をきめ細かく実施する。
- ・ 生徒の欠席・遅刻・早退の状況を把握し、早期に適切な指導を行う。

### [進路指導部]

- ・ 生徒個々の希望進路実現のため、早期から適切な進路情報を提供し、進路意識の向上を図る。
- ・ テストや模試、諸調査の結果から生徒の適性を多角的に分析し、その情報を職員間で共有する。

### [特別活動部]

- ・ 学校行事、部活動、ボランティア活動等の特別活動に積極的に参加し、学校の内外で良好な人間関係が築けるように指導する。

### [渉外部]

- ・ 保護者と学校が協力しながら、諸活動を通じて親子の触れ合いと学校理解を深め、生徒の健全育成に努める。

## (3) 年間計画

月	行 事	取 組 内 容
4	始業式、入学式 情報モラルに関する講話 教育相談（二者懇） 第1回いじめ防止等対策検討会議 人権教育推進委員会 職員会議	いじめ防止に関する講話 ネットに関するいじめの講話 生徒の状況把握 いじめ防止の年間計画について検討 人権教育について年間計画の検討 生徒に関する情報交換
5	心理検査 第1回学校評議員会 職員会議	生徒の状況把握 学校教育活動の年間計画検討 生徒に関する情報交換
6	迷惑調査 職員会議	生徒の状況把握（記名式調査） 生徒に関する情報交換
7	三者懇談 第1回県いじめ調査報告 職員会議	家庭生活の把握、学校生活の報告 県へのいじめ調査報告 生徒に関する情報交換



- ・地担への報告
- ・県教委、第三者委員へ連絡、経過説明



- ・経過の見守り
- ・県教委、第三者委員への報告書作成

(2) 重大事態が生じたときの対応

[組織対応]

- ・いじめ防止等対策検討会議（学校関係者と第三者委員）で対応する。
- ・必要に応じて弁護士、精神科医、警察OB等を加える。
- ・県教委と連絡を取りながら対応する。
- ・所轄警察署へ連絡をし、適切な援助を求める。

[対応の流れ]

- ・いじめ問題発生・発見
  - ・被害者、加害者の事実関係の把握  
(生徒指導部中心)
- 
- ```

graph TD
    A[いじめ問題発生・発見] --> B[被害者、加害者の事実関係の把握  
(生徒指導部中心)]
    B --> C[いじめ防止等対策検討会議で報告]
    C --> D[県教委、地担へ報告  
(詳しい調査等について判断を仰ぐ)]
    D --> E[警察署へ連絡  
(適切な援助を求める)]
    E --> F[再確認]
    F --> B
  
```
- ・いじめ防止等対策検討会議で報告
  - ・県教委、地担へ報告（詳しい調査等について判断を仰ぐ）
  - ・警察署へ連絡（適切な援助を求める）

[学校が行う調査についての注意事項]

- ・県教委と連携を取り指示を仰ぎながら行い、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り明らかになるようにする。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケートなどを実施するときは、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置を行う。
- ・生徒および関係者の個人情報に対し必要以上に配慮することで、事実関係の説明を怠ることがないようにすること。
- ・学校にとって不都合なことがあっても隠すことなく、事態の解決にあたること。
- ・調査結果は県教委に報告し、学校は県教委の指導・支援を受けて、いじめを受けた生徒および保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報提供を行う。

4 情報等の取り扱いについて

(1) いじめに関する調査資料について

被害生徒および加害生徒の在籍期間内は保存する。

(2) 心理検査等について

その扱いや活用方法について職員研修等を実施して生徒指導に積極的に活用する。

## 岐阜県立学校郡上高等学校いじめ防止等対策検討会議設置要綱

### (設 置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第22条の規定に基づき、岐阜県立郡上高等学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）に関する措置を実効的に行うための組織として、岐阜県立郡上高等学校いじめ防止等対策検討会議（以下、「いじめ防止等対策検討会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 いじめ防止等対策検討会議は、次の事項を所掌する。

- 一 岐阜県立郡上高等学校いじめ防止基本方針に基づく、いじめの防止等に関する取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正に関する意見交換及び連絡調整
- 二 いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- 三 いじめの疑いに係る情報があった際の、いじめに関する情報の迅速な共有を行うための緊急会議の開催
- 四 いじめに関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導及び支援体制・対応方針の決定や、保護者との連携等に関する意見交換及び連絡調整
- 五 その他いじめの防止等のために校長が必要と認める事項

### (組 織)

第3条 いじめ防止等対策検討会議の委員は、校長が就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、1年間とする。なお、再任を妨げない。

### (構 成)

第4条 いじめ防止等対策検討会議に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、校長とし、副委員長は、委員長が指名するものとする。
- 3 委員長は、いじめ防止等対策検討会議の進行を行う。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (運 営)

第5条 第2条の各事項について、状況に応じて校長が招集する。なお、外部の委員を含めたいじめ防止等対策検討会議は、少なくとも年2回開催することとする。

- 2 校長は委員以外の者に対して、必要に応じていじめ防止等対策検討会議への出席を要請することができる。

### (事務局)

第6条 いじめ防止等対策検討会議の庶務は、学校において処理する。

### (守秘義務)

第7条 委員は、いじめ防止等対策検討会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の任期を終えた後も同様とする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、いじめ防止等対策検討会議の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。